埼玉県青少年健全育成審議会 議事録

日時	平成24年9月18日 (火) 午後1時30分から3時30分
 場所 	さいたま共済会館504会議室
出席者数	1 1 名
出席委員	高橋委員、河村委員、石野委員、田村委員、伊藤委員、長田委員川島委員、関根委員、春野委員、長谷川委員、増田委員
欠席委員	横山委員、和田委員
諮問事項その他	1 平成24年度埼玉県推奨図書の諮問について 2 有害図書の指定について 3 埼玉青少年健全育成推進プランの改訂について 4 その他 ア 埼玉県いじめ問題対策会議について イ 子ども・若者育成支援推進法に係る協議会及びセンター設置の 検討について

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

田村委員、長田委員

3 議事

(1) 平成24年度埼玉県推奨図書の諮問について

事務局及び優良図書選定委員会の吉井会長から資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5に基づき説明し、図書を閲覧した後、委員から次のとおり質疑等があった。

(長田委員)

高校向けの図書が4冊になった理由がありますか。他は5冊となっていて、これだけ4冊となっていますが。

(事務局)

選定委員会の規約の方で、候補図書の冊数によって約5点程度となっておりますので、必ず5冊というわけではございません。高校の方の申し出が、全体の中で一番少なかったため、4冊となったところでございます。

(石野委員)

先ほど吉井会長から御説明があった時に、小学校の低学年の推薦理由として、郷土への理解というようなお話があったと思いますが、どの本でそうした郷土がでてきますか。埼玉にかかるようなお話があるのかと思いましたが、そういうわけでもないようですが。

(吉井会長)

低学年のところでは、「ぼくらのあか山」というのが、郷土を見直すきっかけになる本だということになります。3人の少年が出てくるのですけれども、自分の住んでいる町の山に登ってその良さを語っているものです。これを読むことによって、自分の住んでいる町や市のその良さを子供達がわかるということで、自分たちで見直すきっかけになるのではないかということで推薦させていただいています。

郷土につきましては、資料1-3の認定基準の(7)郷土を愛し、郷土の良さを認識するのに役立つもの、という基準があり、これを選ばせていただいたわけでございます。

(長田委員)

これは、毎年選定しているものということですが、ちょうど夏休みが学校の方も明けまして、先ほど、これから推奨図書のパンフレットを児童生徒に配布するとか本屋さんに配布するという話がありましたけれども、夏休みの宿題で読書感

想文がありますが、(子供達の中には) 今まだその宿題が終わっていなくて、当然、読まないとできないので後回しになっているわけですが、「何を読んだらいいのかわからない」という話も聞きます。

そういう意味では、推奨図書は浸透しているのかしていないのか、しっかり追っていただくとよいと。

それから、読書感想文の指定の本をある程度示して、これを読んで感想を書きなさいという宿題も自分の時はあったので、もしそういう形で、特に中学生とか読みごたえのあるものがあれば、そういうものも指定をしながら、他に読みたいものがあれば、それは構わないと思いますけれども。

読んでいただきたいと思って推奨するのであれば、読ませる努力をしていただいた方が、子供達のためには良いというふうに思うので、その点の工夫をしていただければと思います。

(吉井会長)

おっしゃるとおりだと思います。学校でも、子供達には「こういう本があるから読みましょう」ということで勧めていますし、知らせてもいます。

読書感想文につきましては、現在は、課題図書がございますので、それについての勧めをしています。優良図書につきましては、昨年度の優良図書として選定されましたものにつきましても、各図書室に置いたりしながら、各担任が子供達に勧めているというようなことでございます。

(長田委員)

この本は各学校の図書室とかには、購入されて置かれるのですか。それともそれは自由なのですか。

(吉井会長)

実は図書につきましては、予算がございまして、予算に基づいた範囲の中で、 それぞれの学校が選定して購入しているというものです。ですから場合によって は全部購入できないという場合もありますけれども、なるべくそういうふうに 選定されたものにつきましては、学校の中でも購入するようにとか、子供達に勧 めるようにということで行っております。

余分な話になりますが、私も今年の夏休みが終わって、二学期の始業式に「校長先生の夏休み」ということで子供達に話をしたのですが、その時に私は「50冊夏休みに本を読んだ」ということで、その本を子供達全員に紹介をして、「これが図書室にあるから読んでください」ということで話をしました。そんなことで学校は読書のすすめをしているということでございます。

(高橋会長)

それでは、今回諮問を受けた図書について、すべて推奨すべきものとして知事

に答申することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

(高橋会長)

なお、知事への答申については、後ほど、事務局を通じて提出することとさせていただきたいと思います。

(2) 有害図書の指定について

事務局から、資料2-1、2-2に基づき説明し、図書を閲覧した後、委員から次のとおり質疑等があった。

(高橋会長)

こういう情報はインターネット情報として流れているのですか。

(事務局)

本の中身については情報としては載っていませんが、こういった本があるという口コミでの情報はインターネットに載っています。

(高橋会長)

これを止められれば、インターネット上で、こういう情報がどんどん流れていくという現状にあるわけではないということですか。

(事務局)

それは別の情報なので、出版するには青少年への販売について、 「青少年に 売らないようにしましょう」という指定をしていただくものでございます。

(田村委員)

今のはちょっとおかしいと思うのですが、インターネット上にはものすごい情報、これより危ない情報がいっぱい氾濫しているので、今の事務局の答弁は訂正した方が良いと思いますが。

(事務局)

今、御説明した趣旨は、その本の中身の記載は、インターネット上でそれが見られるのかということに対しまして、その本の注文とか販売等は、インターネットを通してとれますが、直接、その内容についてインターネット上で提供しているものではないという趣旨でございます。

(田村委員)

そうではなくて、会長が言っているのは、こういうものに類似した中身について、インターネット上ではどういうことか、ということをお聞きしているわけで。 本の中身を掲載しているとか、そのままインターネット上に載っているとか載っていないとかを聞いているわけではないのです。

(事務局)

御質問の趣旨をもう一度お願いできますでしょうか。

(高橋会長)

有効性のことを疑問に思っているわけでして、こういうものを有害図書として 仮に規制したとしても、インターネット上にどんどんこういった中身の情報が載 っているとすれば、それはどうなるのかという疑問があったものですから、その 点を質問したわけです。

(事務局)

例えば薬物で人を死に至らしめたり、自殺をしたり、あるいは武器の情報といったものですか。

実際、今ここでやっているのは有害図書の指定ということですので、そういった部分については、例えば青少年に対しましては、携帯とかスマートフォンではフィルタリングということで規制がございます。特に携帯電話は青少年健全育成条例で、購入の際はフィルタリングを義務化している状況がございますので、そういったところから、青少年にそうした有害な情報を与えないという、そういう規制がなされているということはあります。

(高橋会長)

なぜ、この質問をしているかというと、後でいじめの問題がでますが、日本の場合は、今、いじめ自殺が表面化してきているわけですけれど、自殺する方法について、外国の場合は、結構規制しているのではないかと思っているのです。日本の場合はインターネット上で自殺する方法まで自由にアクセスできるようになっているのではないか、という疑問があるものですから。図書だけを指定しても限界があるのではないかという、これは素朴な疑問として聞きたかったわけです。

(田村委員)

まさにおっしゃるとおりで、こういう情報は、インターネット上に溢れています。この図書だけを規制したところで、子供達が興味を持ったとしたら、そこにアクセスするのは容易であるのが現状です。認識不足も甚だしいと思います。

私は、有害図書の指定に関しては、消極的賛成なのですけれども、この件に関

してはですね。

逆の見方をすると、今、理科に関するものに対する科学的知識がなくて死に至ることが大変多いのですね。理科の勉強の時間が削除されているという件もあるので。

そういうことも含めて、こういったものを看過すわけにはいかないですけれども、こういう情報が一部あってもいいかなとも思います。例えば、塩酸が危ないとか、電気は交流直流があって危ないとか、そういったことをちゃんと習っとくべきで、ほんとはそういうことを教えないから、今、こういう本が出てきて危ないですよ、ということもあるのではないかという視点もあるということです。

(長谷川委員)

実は私これ買ったのです。大人のためのというか、自分も生産科学だったので。なかなか内容は面白いなあと、情報としては、いいのではないかと思いますけど。ただし、無制限に出すのではなくて、これは危険ですという意味合いでのしおりを付けてというか、そういった意味では指定してもいいのではないかと思います。青少年が見ても大人が見ておかしいと教えてやれる、そういった意味でいいのではないかということです。

先程からのインターネット上で子供が情報をとれる話ですけども、スタンガンの作り方をインターネットで調べたのですけど、インターネットの情報じゃないのですね、ユーチューブなのです。だからそういう形を変えてでも、情報をとろうとする子供達がいるので、逆にそういう注意喚起をするためにも必要なのではないか。

そのためには子供に見せてはいけないという考え方ではなくて、むしろ目に付けるというのですかね、こういうものは本来、子供の視点だけでやっちゃいけないというお墨付きをつけて、情報としてはきちんと前にさらす方がいいのではないかと。

(高橋会長)

情報としては色々あって、現実を踏まえて対策を打つ必要があるということですね。

(長田委員)

PTAの会長の立場として、規制するかしないかは別問題として、保護者にこういうものが出回っていますよ、注意してくださいということには意味があると。子供がどんな本を読んでいるとか、どんなものが出回っていて、どういう形で入手しやすいのかというのを、保護者に対して知らせる意味では、規制するとかということよりも、こういう本が出回っていますから注意してほしいということで、やっていただく分には意味がある。

逆に、こういうものが出ているということを初めて知りましたので。科学的に

見ればおっしゃるとおりかもしれませんけど、一保護者からすると、こういうものが出ているから、いつでも自分達の子供が入手できちゃうと。

インターネットの場合は、こういう御時勢ですので、結構、保護者が注意深く 見ていることは見ているのですけれど。こういう本が本屋さんに行けば買えると いうのは、本屋さんには良いものしかないとか、一般の感覚としては普段持って ますので、こういう本も同時に売られていますよということも、言っていただけ るとありがたいなと思います。

(高橋会長)

この件は、ぜひネットアドバイザーなどを通して、保護者に対する情報として伝えていただくということをぜひ考慮していただきたい。

(河村委員)

根本的に科学というものが、人の暮らしを豊かにするもので、幸せになるために使うものであるということからすれば、切り口として面白くするために毒殺がどうとか、自殺がどうとか書いたりするけれども、科学をそういうふうな視点から見るということは、やっぱり、おかしい。

そう考えると、ここで「おかしいよ」という意味でも指定した方がいいのではないかと思います。

(長谷川委員)

これ科学というか、理科といってるじゃないですか。私が中学生か高校くらいの時、殺人術というか人の殺し方というシリーズが三冊くらい出されていて、二十年前くらいですかね。古本屋にいくとあるかもしれませんが、そちらの方がここでいう人の殺し方というレベルからすると、さらにもっと、具体的にどうやりますかっていうことで。他にも、悪の手引書とかありまして、そういうものの走りというか、そういうものがあったのですけれど、こちらは理科という言い方で別の切り口をしている。

(河村委員)

私が言った科学はサイエンスという、科目とかそういうのではなくて。

(長谷川委員)

実際にものづくりの現場ではいくらでもあることなので、そういったものは工作できる環境があれば、例えば工業高校とかであればある。そういった意味ではむしろ言った方が良いのではないか、やっちゃいけないということで知らしめるという。

(高橋会長)

有害図書を指定するという意味で問題があるということではないわけですね。

(長谷川委員)

むしろ、やっちゃいけないということを知らせるという意味で。

(田村委員)

逆に聞きたいのですけど、有害図書指定して、これに関する部類のネット規制 とかそういった情報の発信とかというものは考えてないですか。有害図書だけな んですか。

(事務局)

結論から言うと、発信側として規制するのは図書の方で、今やっているのは向こうから来る有害なものを受け付けないというフィルタリングという形ではやっていますが、委員のおっしゃる発信する側を止めるのは図書だけです。

(田村委員)

そうではなくて、こういう類似のものもネットであるので、親御さんたち注意 してくださいという発信はしないのですか。

(事務局)

それは、どういう形でできるかわかりませんが、やりたいと思います。

(高橋会長)

後で、いじめの問題がでてきますが、ニューヨーク州は確か7月にネットいじめ法というのをつくりましたが、結局、いじめもネットのいじめが非常に増えてきてますから、今までのいじめという考え方から脱却して、ネットいじめ、特にいじめ自殺に繋がるようなものを、どう規制していくのかということは大事な課題になるのかと思いますので、今後の課題として踏まえて頂いた方がいいのではないかと思います。

(高橋会長)

それでは、今回諮問を受けた図書について、すべて有害指定すべきものとして 知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同、異議なし)

(高橋会長)

なお、知事への答申については、後ほど、事務局を通じて提出することとさせていただきたいと思います。

(3) 埼玉青少年健全育成推進プランの改訂について

事務局から、資料3-1、3-2基づき説明し、委員から質疑等はなかった。

(4)その他

ア 埼玉県いじめ問題対策会議について

事務局から資料4、4-1、4-2、4-3、4-4及び追加資料に基づき説明があった後、委員から次の通り質疑等があった。

(増田委員)

事前に資料をいただきまして見ましたところ、いじめがあって学級担任に相談する数が多い。それから養護教諭やスクールカウンセラーに相談する数が多いということを数字上で見ました。配布された資料の4ページをみますと、やはりそれがグラフで出ております。

ちょっと気になったのが、上の段のグラフの下から二番目のグラフのところに 3 8 5 という件数が書いてあるので、学級担任以外の教職員に相談するということで、養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員と書いてある。上にも養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員に相談するということで、これはダブって、ここのところに入れているということになるわけでしょうか。これは保護者や家族に相談というところに棒線グラフがバーになっていますので、同じように二度にわたって重複しながら入れているのだろうと思うのですが。

ちょっと気になったのは、その長さうんぬんではないのですが、実はスクールカウンセラー等に相談して、そのスクールカウンセラーから関係の職員だとか親だとかに守秘義務というのがあるのでなかなかそれを話すことはできないだろうとは思うのですが、事前にそういう相談があったときに、そういう養護教諭からの発覚というのは、他のところでもけっこう上手く連携がとれているのですね。ですが、スクールカウンセラーから、保護者だとか、該当の担任だとか、管理職だとかというところに、話が上手く浸透していないというような感じが全体を見た時に感じたものですから、そうするとスクールカウンセラーというのは、あくまで生徒の心の悩みだけをきいて、解決策の何かにはならないのかなと疑問を感じたのです。

せっかく配置されているスクールカウンセラーであるならば、やはり事故が起きた時にそれを上手く活用することで、未然に防ぐとか、事件を大きくならないようにするとかというような、そういう方策というのはとれないものかなあと。

養護教諭は学校の職員ですから、非常勤ではない場合が多いので、けっこう上手く浸透していますが、やはり、あんまり守秘義務、守秘義務に囚われていると、いじめ問題については早期発見・早期解決というところに上手くのっていかないのではないかなと疑問を向けながら、このグラフとかを見ていたのです。

グラフについては、再掲しているのか、こういうグラフの書き方ってあるのかな、というふうに思ったのですね。スクールカウンセラー等の相談員への相談が

174件、養護教諭への相談が31件だとしたなら、その下のところの385というのはいらないのではないかなと思ったわけです。学級担任以外の教職員への相談というだけでいいのではないかなと思ったわけです。

(事務局)

まず、グラフについては、下の方は、相談員を除くということで、除くが資料から記載が消えてしまっているのだと思います。申し訳ありません。

それを踏まえまして、対策会議の方では、委員のおっしゃる通り、スクールカウンセラーへの相談が少ないなという意見はありました。実際、週に1回とか2週に1回という出勤の差はありますが、例えば、全中学校に配置しているという形でやっている中で、スクールカウンセラーというのは、もうちょっと相談の対象になってもいいのではないか、という意見はありました。

なるべくそういった相談が、守秘義務というものはございますが、その解決に どうやってつなげていくか、というその部分については、対策会議の方にも意見 として出させていただきたいと思います。

(高橋会長)

資料にスクールサポーターというのがありますが、これはどういうものですか。

(事務局)

スクールサポーターは、いわゆる警察のOB職員で、今は確か28人くらいだと思いますが、警察から、中学校を対象にして、非行問題とか荒れている学校に対して、校長の要請に応じて警察のOBを派遣していくということです。学校の先生で対応できないような事案というか生徒さんなんかについては、そういう形で警察の方からサポートして、非行問題の解消に努めていくというものです。

(田村委員)

教育という閉鎖的なところを離れて、全庁的にやってもらえることは大変ありがたいというふうに思います。

要望というか、お願いというか、こういう視点を入れてほしいということなんですけれども、特別支援学級とか特別支援学校の生徒さんは、意思表示ができない子供さんがたくさんいらっしゃるのですね。そういう子がいじめられている場合に、自分からいじめられていると言えないのですよ。

これは、実はもっと視点を変えると、もっと問題なのは、学校の先生がそういう人を体罰している場合があるのですね。いじめとは視点が違っちゃうのですけども、もっと上の次元の問題になってしまうのですけれど、こういったことも、いいきっかけなので、視点としてちょっと把握をしてもらえないかなというふうに思います。

これはある事案があって、私は議会で追及しているところもあるのですけれど、

私は、特別支援学級や特別支援学校に、教室内にカメラを入れてほしい、録画できるもの。

ここで、こういう意見が出たということ、そういうことも、いじめの問題のと ころで意思表示が出来ない子がいるので、対策をしてほしいという要望というか、 お願いをしたい。

(高橋会長)

資料4の有識者というのはもう決まっているのですか。有識者のワーキンググループというか。

(事務局)

特に今現在は、始まっておりません。こういった議論の中で必要に応じて対応していきたい。ある意味、こちらの審議会も有識者ということで、こういう場に情報を提供させて頂いて、御意見も賜りたいというのもその一つとして考えています。

(関根委員)

たまたま孫が遊びに来ていまして、小学校3年生なのですけれども、いじめについて「クラスにいじめとかあるのか」と聞いてみたのですけれど、「ないよ、だっていじめは犯罪だって先生が言っていたよ」ということでした。

昔、「万引きは犯罪ですということで、前面に出してやっていましたけれども。 先生方も少しずつ、意識が犯罪の方に、色々な面で犯罪だってことを意識的に 子供達に教えてくれているのかなと感じました。というのは、学校内だけで色々 ないじめというのは、もうやっていることは犯罪がらみなのですけれども、どう もいじめで全部終わらせてしまうというのがあるので、やはり暴力含めて、恐 喝含めて、犯罪だ、ということを、子供達に教えていきたいなあと思います。

(高橋会長)

それは学校も家庭も両方ですね。

今回、いろんな識者がいじめ問題について提言を新聞等でやっていますが、宇宙戦艦ヤマトの松本零士という人が、人間として許されない恥ずかしい行為だということを徹底して家庭や学校で教えないといけない。今までのいじめと違って、自殺にまでにいくようないじめというのは、これは許されない、人間として恥ずべき行為、犯罪だという、そういう規範教育が必要ですね。たかが、子供の悪ふざけではないかと、今まではいじめというと軽く考えていたのではないか。犯罪も含むという捉え方をしていかないといけない。そこのところで、学校も教師もいじめの定義の捉え方に少し甘さがあったのではないかなという気がします。

(増田委員)

追加資料の4ページのところで、緊急に取り組むべき事項として⑤のところに「コバトン出没隊」というのがあるのですね。コバトンというのはいろいろ出ているのですが、「出没隊」というのはどういうものなのでしょうか。

(事務局)

「コバトン出没隊」というのは、いろんな県や民間の取組でも、キャンペーンの効果を高めるために、コバトンにきてもらうという取組がございます。県の事業ももちろんですけれども、民間の取組などでも要請すればきてくれるということで。

今回のいじめの取組キャンペーンでも、いろんな各部局にやってもらいますので、そうした中で、コバトンがいじめ撲滅などのタスキかなんかをかけてですね、協力してもらうことです。いろんな人の関心をひきやすいというか注目を集めやすいので、そういうキャンペーン効果を高める上で、コバトンの出没隊というのも利用してみたいというものでございます。

(長谷川委員)

ちょっと、私、個人的な疑問があるのですけれども、いじめ問題対策会議の場合は、いじめって基本的には、学校とかの中のことでそれに対応するためだと思うのですけれども。ネットいじめというと、学校という場を離れてしまうから、どこが主に窓口というか、対応するようなことになるのか、ちょっとあやふやなのかなあ。というのは会議の中で議論はどうなのでしょうか。

(事務局)

特に学校の中外で起きた、例えば、ネットいじめについては対象外にするとか、 そういう議論はしておりません。今の文部科学省のいじめの定義とかあるのです けれども、そういうことでいえば、ネットのいじめというものも排除するもので はないと思います。現実に、それも入れての取組だと思います。

(長谷川委員)

ここでそういった内容の相談を受け付けますとか、少し入れてもいいのでは。

(事務局)

ネットいじめの相談を受け付けますというような、そういう窓口を作ってもいいのではないかということですか。

(長谷川委員)

消費者センターとか警視庁とか、結構、散在しているような感じがするのですね。みんなで取り組もうというのであれば、今、それぞれでやっているようなイ

メージを与えないような形で示せば、相談しやすいのではないかと思います。

(高橋会長)

ネットいじめについては、少し緊急に議論する必要があるかもしれませんね、 もう少ししっかり。

新聞報道では、7月にニューヨーク州でネットいじめ防止法というのができて、いじめを発見した教師はただちに報告する義務が生じる。そして、それはネットいじめを学校職員が認知した場合、一日以内に学校管理者に届け出なくてはならない。そういうことが決められているようですけれど。

やはり、この問題は、家庭、親の問題が大きくなっているのですね、せっかく、 対策会議をつくったのだから、いじめ防止宣言くらいは出したらいいのではない か、メッセージじゃなくてですね。もちろん有効性というのは、本当は条例の方 がいいかもしれませんが、まず、わかりやすく県民にアピールするという意味で、 議論を是非していただきたい。

私が知っている限りでは、千葉県でいじめゼロ宣言というのを出しているし、伊万里市でいじめなし都市宣言、調布市がいじめや虐待のないまち宣言、そういうものを出している。条例については、今、岐阜県可児市と大津市で12月議会で通るだろうとマスコミでは報じられています。条例にするにはちょっと時間がきつい。単なる理念条例にならないように、具体的な規制の範囲と方法などを決めないといけないので。少し本格的に練らないといけないと思いますが。

ぜひ、検討内容のところにいじめ防止キャンペーンとありますけれど、いじめ対応ハンドブックのときには、知事と教育委員長とで命のメッセージというのを出しています。平成18年の段階で出していますが、それよりもはるかに深刻化していると思うので、何らかの宣言を、埼玉県として出していいのではないか、そのへんの議論をぜひしていただきたいという要望でございます。

というのは、やはり意識改革をどうやるかというのが大事なので、意識改革のためには、やはり県民運動になるような、そういう働き掛けを強力にしていかないと。親の意識、教師の意識をどうやって変えるか。大人の意識改革が成功しないと、この問題はなかなか繰り返されると思うので、その点ぜひよろしくお願いしたい。

(春野委員)

なんだかすごく不安というか、これでよくなるという感じが、なかなかしないところがありまして。今、ものすごく自殺があって、大きな話題になって、こういう対策がされるのですけれども、また忘れ去られてしまって、こういう会議がいつまで続くのかとかですね。

そういういじめの問題というのは、自殺に追い込まれていって大変というだけ じゃなくて、その手前の段階で、やっぱりいつも、いままでも苦しんでいた子も いる。いじめというと、いじめられている子を救うという問題と、いじめている 子が陰湿化しているとか、新しいいじめというような言い方もされていますけれ ど、そういう根本的な問題が、どんなふうに学校の取組の中でされていくのかな というのが、一過性に終わらない取組の方向というのを考えてほしいと思うので すね。いつも子供達は変わっていきますし、親も変わっていくので。

それからもう一つは、これは私の感想で何の根拠もないのですけど、大人のいじめとか、会社のいじめとかいっぱいありますよね。そういうのって学校のいじめが持ち上がってきているのではないか、という感じがしていて。

そういう意味では、いじめている子のストレスの問題とか、いじめられている子がいじめに回っているとか、いろんな問題がありますので。やっぱり、いじめで問題になる前のところで、教育として解決できたらいいという感じはします。事件としてというだけでなくて、事件になった場合はもちろんきちっと取り上げることが大事ですけれど。

そういう意味で長期的に、この問題をどういう風に取り組んでいかれるのかと 思います。

(高橋会長)

いつも事件が起きると、その時はブームで少し議論するけれど、少しおさまると、また関心が冷えてしまう、そういうことを繰り返すということはありますけれど。根本的な対策を練らないといけないと、そういうことが必要なのだと思います。

(長田委員)

PTAとしてというか、保護者が、どう取り組んでいるかということについて、情報提供させてもらいたいと思います。

今、会長の方から平成18年の話がありましたけど、あのときも同じような事件があって、実は平成18年の埼玉県のPTA連合会会長名で緊急アピールというのを保護者に出しました。いじめに対してとか、保護者が責任をとる、しっかりしようとか、そういう形でアピールさせていただいた。

その当時、自分も県の副会長をやっておりまして、それから過ごして6年になりますけれども、会長になっても同じ話が一向に収まらない。

議論は毎回どこでもこういう話で、ずっとこういう話をし続けているというか、 対策会議のような話もそうですし、いじめはダメなので解決しようとか、そうい う話をずっとしてきています。

今回、違和感が少しあったのは、大津の話もそうですし、ちょこちょこ出てくる校長先生の談話ですとか聞いていると、非常に違和感があるのは、いじめとの関連性はわからないとかですね。

自分は毎年、県の教育局と意見交換会とかをさせていただいているので、そこでも話させていただきましたけれど、問題は、いじめがあったかなかったではなくて、子供が自殺したということの方がよっぽど問題である。それに対して、ど

うも記者会見とか見ていると、いじめがなかったのだから学校は関係ないみたいな雰囲気に保護者とすると映るのですよ。マスコミの方もそうですけれども、必ずいじめがあったのかなかったのかと捉える。そうではなくて何で死んじゃったのかということを、子供が自殺するというのは、よっぽどのことだと思うのです。

大人はいろんなことがあって、それはいけないことですけれども。それでもやっぱり子供が自殺するというのは、やっぱり大人よりも明確な何か理由があって、そういう最後の手段に出てしまうので。実際に教育局にお願いしたのも、いじめとかいうことが自殺の原因になるのであれば根絶しなければいけないことだけれども、それ以外に成績が落ちているとか、家庭の問題とか、色々なことがあって、そういうふうなアンテナも張らないといけないのではないかという話をさせていただいている。

今回、平成24年度の問題については、8月8日付で日本PTAの全国協議会の会長が会長名でメッセージを、各都道府県、政令市の61協議会の会長あてに、日本PTAの会長ということで緊急メッセージを各保護者に伝えてほしいということで、8月8日付で文書が発せられました。

埼玉県としましては、会長の話を受けて、9月12日付で、県の教育長さんにもこういう文書をだしますよという話をしましたけれども、各市町P連の事務局、会長さん、そこから各学校の校長先生と保護者、それと各市町村の教育長さんあてに、こういう文書を全国PTA会長から出ましたので、提出させていただきたいと話をさせていただいた上で、県の会長として、直接、子供達に対して死なないでほしいというメッセージを送りました。

これについては、先生の頭越しに保護者に話をするものですから、校長先生が 趣旨に賛同していただけたら、子供達に伝えてほしいということで、メッセージ を出したわけです。

その中で、県のPTAは保護者の団体ですから、色々な意見が出るのは、やはり最後に守れるのは保護者なのだ、という自覚をもっとしなければいけないと。最後の最後まで守ってあげられるのは、先生ではなくて保護者なので、保護者が守れなくてどうするのだ、という議論に今なっていますし、男の役員さんもいらっしゃいますので、おれだったら絶対乗り込んでいくという話をしていますし、それくらいのパワーが保護者にとってすごく必要で、保護者も学校のせいにしたりとか、色々なことがあるのです。

そういう意味では、学校も本気にならないといけないし、保護者も本気にならないといけない。せっかく、こうした対策会議というのは、やっていますよということではなくて、本当に本気になって、子供達の命を守るためにどうしたらいいのか、いじめが子供達の命をなくすというか、そういう行動をとらせてしまう原因であれば徹底的に。

いじめというよりも、人が嫌がることはやめましょうと。いじめというと子供達が、どこがいじめで何がいじめじゃないかということになる。定義はあるのですけれど、「いじめられた子供がいじめだと感じたらいじめなのです」といわれ

ても、いじめている側からすれば、ふざけてやっているのだという理論が成り立つわけじゃないですか。

そうではなくて、嫌がることはやめようとか。昔は、そういうことを先生から教えてもらっていて、嫌がっているのだからやめろ、それはダメなのだ、人が嫌がることはやっちゃいけない、自分が楽しくても。そういうことは教えていらっしゃるのでしょうけれども、そこにいじめという単語が入ってきたので、ストレートに子供達に伝わっていないような気もするのですね。常にいじめという言葉、単語がでてきてしまうので。そうではなくて、いじめって何なのかということをもうちょっとしっかり教えてあげないといけない、行動自体についてもですね。

(高橋会長)

全体としてみてみますと、やはり家庭とか地域の責任というものをもうちょっとはっきりさせた方がいいと思いますね。どうしても学校の話ばかりが中心で。もちろん学校はもっとしっかり先生にもっとしっかりしてもらわなくてはいけないのだけれども。

読売新聞が9月17日付で、アメリカ49州で反いじめ法ができているわけですけれども、もちろんアメリカではもっとひどいいじめはありますけれど、一定の成果もあがっている。それが日本とどこが違うかというと、家庭と地域の責任という意識が強いのですね。だからそれをもっと、日本の場合は、意識をしないといけない。

ですから、この緊急に取り組む事項とか、議論する中に、やっぱり少しそのウェイトが弱いかなという感じがします。もう少しそこの議論をしていただいて。今まで、日本は家庭・学校・地域社会という三本柱で子供を育ててきたわけだから、三本柱の家庭と地域というものがいじめをどうやって防いでいくのかという予防教育について、もっと本気で対策を練らないと、防止できないのではないかという点もぜひ、今の意見と併せて考えていただければと思います。

(河村委員)

今までの意見に反対するとかではないのですけれど、資料4の3ページで、発見のきっかけをみても、すごくよく状況をあらわしているなと思うのは、学級担任の先生が多くは見つけていて、しかも高校になると件数は少なくて、中学校はすごく多くて、やはり他の教師は見つけにくいという、子供達の発達段階がすごく大きく関わっている。

それから、さっきスクールカウンセラーは効果があるのかという話がありましたが、スクールカウンセラーで助けられた子も、きっと数は少ないけどあるのだったら、やっぱりいろんな人が網の目のように助けてあげられるような仕組みをつくるということが一番だと思うのです。

その場合に、スクールカウンセラーをもっと配置されるといいなあと思います し、もうひとつ、大津のような話は論外だと思うのですけど、やはり学校の先生 は見つけたいのですよ。自分の関わっている子供達のいじめはやっぱり本当はなくしたいと思っているから、そういう先生達に時間的、物理的な余裕があるような状態、教育環境をつくるということもお考えいただきたい。やっぱり学校の先生の多忙化は、今は悲惨な状況だと卒業生を見ていて思います。

今度、国は35人学級にすると言っていますが、本当にちゃんと実施されるのか、できれば20人くらいが理想で、私は高校の教員経験もあるので、その時、ここらへんに危なそうな子がいても、忙しくて今の目の前の仕事をこなすために、ちょっと待ってねと言わざるを得ない状況というのがすごくあるので。

なんとか学校の先生を追い詰めないで、上手くできるような仕組みを埼玉県が リードして作っていただけたらなと思います。

家庭との連携も先生に余裕があれば、アプローチする余裕ができるという面も あるのかなと思います。

(高橋会長)

ぜひ教育局の方に、「彩の国の道徳」を活用するように言ってください。この「彩の国の道徳」には、弱い者いじめはいけませんと什の掟で入っているのですから。

この対策会議そのものは、いつ、どういう形でまとめるのですか。

(事務局)

今の議論の流れとしましては、10月22日に第三回目の対策会議を行いますが、そこで、一定の方向性は出していきたいと思います。その後、いろんな予算的な手続き等も始まりますので、そういったところに間に合わせるような形。

ただ、それで議論が全部終了というわけではなくて、そのあとはどうするのかはその後の話ですが、ひとまず第三回で一回まとめてと、そこまでは確定しております。

(高橋会長)

そうすると、審議会で議論するのは今回だけとなりますか。

(事務局)

今回、いろいろ頂戴しました御意見につきましては、当面、すぐに幹事会といわれる課長レベルの会議に、今いただいた意見等を問題提起して、どうやったら具体的につなげていけるかなどを議論してまいります。

(高橋会長)

この埼玉県いじめ問題対策会議の事務局は、青少年課でございますので、今日、 まだ十分に意見を言えなかった方は、補足をしていただいて、幹事会なり第三回 対策会議に反映してもらうというようなですね、われわれ審議会の意味もそうい うところにもあると思いますので、ぜひ反映できるように積極的に御意見をいた だければと思います。

イ 子ども・若者育成支援推進法に係る協議会及びセンター設置の検討について 事務局から資料5に基づき説明があった後、委員から次の通り質疑等があった。

(高橋会長)

既に設置している自治体はどれくらいありますか、具体的にはどこですか。

(事務局)

協議会が、都道府県で12。北海道、福島県、千葉県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県。

(高橋会長)

関東は千葉だけですか。

(事務局)

はい。

(高橋会長)

先程、NPO等の外部団体に意見を聞いて、新しい組織が必要というのが40%とありますが、どういう必要性、なぜ40%の人が必要と感じているか理由はわかりますか。

(事務局)

必要だと回答いただいているところでは、例えば、従来の枠組みだと支援が不 十分なケースがあるという回答をいただいているところです。

(高橋会長)

もうちょっと具体的にわかりますか。

(事務局)

具体的な理由は御回答をいただいていないところです。

あとは、困難な方ほど遠くに行く費用負担ができないので、協議会もセンターも、なるべく各地に可能な限り多い方がよいとの御回答がございました。

(高橋会長)

さっき監査委員の指摘がありましたが、青少年課で青少年総合センターを設置して、1日4件という、これはどういう理由でそうなっていると総括していますか。1日4件は少ないですよね。なぜこんなに少ないのか。

(事務局)

きちんとその時点での総括を確認したわけではないのですが、今時点で青少年を相談する窓口としては、2ページ以降に付けている協議会でもわかりますとおり、かなり多くあります。

青少年課にありましたのは、いわば総合窓口としてありましたので、例えばいじめならいじめ、ひきこもりならひきこもり、不登校なら不登校という、言ってみれば、第一義的にそれを担当する窓口等は別にございます。

間接的に総合トータルの窓口みたいなものを経由して「青少年ならそこにいけばいいや」という、そういう部分はありますけれども、知っている人であれば不登校だったら教育委員会の「よい子の電話相談」窓口に行こうとか、分かっていると思いますので。そういう意味で一義的に総合的な窓口をつくるということの意義というのが、それほど浸透は図れなかったと理解しています。もちろん若干PR不足というのもあったのかもと思います。

(春野委員)

たぶん、そうだと思います。

総合相談センター的なところって、結局、専門家がいなくて何でも受けますよという場合は、逆に何でも薄いというところがあって、そこよりは専門のところに行った方がいいって、本当に困っている人は、そういうふうになると思います、という感じがします。この時がそうだったかどうかはわからないですが。

(田村委員)

一点だけ確認ですけれど、新たな仕組みを設ける必要があるかどうかの意見照会なのですけれど、NPO等の外部団体に照会したというのは、どのくらいの数を照会したのですか。

(事務局)

件数としては11で、分野ごとに団体をピックアップさせていただいて照会 させていただいたところです。

(田村委員)

ということは、意見として参考にして本当に正確かどうかわからないですね。

(高橋会長)

委員の皆さんは、このことについてどう考えますか。新たな組織をもうける必要があるのかないのか。皆さんの認識はどうでしょう。

(関根委員)

もう色々な相談窓口というのは広まってきていると思うのですね。ただ、それがまだ御父兄の方や家族達に周知徹底していない。もっとPRが必要かなと思います。

うちのほうにも相談センターがあるのですけれど、けっこうお父さんからの電話も受けたというような相談窓口もあるときいていますので。やはり各自治体で相談窓口ができていると思いますので、それをもっとPRしていく、PTA通してでもいいですが、もっとPRが必要かなと思います。

(高橋会長)

今のあり方で、PRを徹底的にやればいいという。

(関根委員)

もっと色々なこういう窓口があるということを、みなさんに周知徹底してい けば、このままでも大丈夫かなと思います。

(増田委員)

今の意見と同じなのです。センターにも相談窓口が悩み相談等ありますけれど、 やはり利用される方が少ないというふうに聞いております。

PRがないということと、場所が場所で行きにくいとか。それから、相談員の中に専門の先生がたまたま出られればいいけれども。先程の春野委員と同じなのですけれど、答えが自分の思っている答えと違う、こういう人は答えを持っている人なのでしょうけれども、的確でなくて、ただ聞いてもらうだけで終わってしまう、というような声を聞いたことがあります。

PRとか専門性だとか、それから時間帯であるとか、それから出張して聞いてくれるとか、そういった方法で今のものを少し拡充、層を厚くしていったらいいのではないのかなと思います。

(春野委員)

今のお話を受けて、私どものところでは非行についての相談を受けさせていただいているのですけれども、なかなかよそとの連携というのは上手くできなくて。 私たちは民間団体で、ここに書かれているのはほとんど官のものが多いと思うのですが、そういうところとの連携というのは、なかなか上手くできませんで。

3ページ目の上の方の、相談体制の中の非行というところの、民間団体等との 協議会があって、そこの団体の中では協議会で顔をあわせているので、連携がや や進んできていると思うのですが、やはり別の部署だと、たぶん信頼関係とか、お互いにやっていることの中身が分かりあえていないので。相談を回すというのは、本当にたらい回しに見えちゃうので、「こういう時はあちらの方が良いのでは」っていうのはなかなか難しいですね。そこでちゃんと受けてくださればいいのですけれど、そこでまたたらい回しになっちゃったりすると、その人はとってもがっかりしてしまうので。

連携の効果というのが、再三言われていることですけれども、現実的にどんな ふうにしたらできるのか、ずっと抱えていると思うのですね。これだけの相談窓 口が顔を合わせてみるとかというようなことだけでもしていくと、そういう総合 センターというのをつくってというよりも良いかもしれない。

(高橋会長)

虐待というのはここに入らないのですか。

(事務局)

入らないというよりも、庁内で組織されている協議会というものを各部局に照会して、協議会そのものの現状というものをこの表の中でお示ししたところです。 虐待というのは、そういう意味ではそこからでてこなかったという状況です。

(高橋会長)

虐待の問題は、とても深刻だと思うのですけれど、その支援というものを入れなくてもよいのか。

(事務局)

今は、実際の虐待の対応といたしましては、福祉部の方で児童相談所がメインで警察等と連携してやっている、かなり一般の方から通報を受けてやっているというのが現状で。協議会まで設けてやっているかどうかは確認できていないのですが。

(高橋会長)

それについては関係の所に聞いてもらえばいいのですけれども、私の危機意識は、虐待についての行政の対応は、非常に遅れているのではないか。埼玉県に限定した話ではなく全国的な話ですけれども。

特に今増えている虐待について、例えば、夜遅い時間とかですね、そういう時間の相談というのがちゃんと対応できているのか。実際はそういう時間の方が深刻なケースが多いのではないか、それに十分に対応できているのかという疑問があるものですから。ニーズに応えるような相談になっているかどうか再点検していただきたい、これは要望になりますけれど。

(関根委員)

3ページの、地域非行防止ネットワーク推進会議という会議なのですけれども、 うちの方の6中学校全部にこの会議がありまして、それぞれ年何回か幹部の方が、 ここに書いているような民生委員、保護司、相談員、町内会長含めて、みんなで 学校の情報を共有しながらやっているのですけれども、こういう会議が全部の学 校で出来たらいいなとすごく感じています。

最初は、非行を含めて暴れている子供達をどうにかしようということで集まって、その子のために、みんなでどうやって応援していこうかということで始まったのですけれども、今はそれを防止することで、そういうふうにならないためには、地域含めてみんなでやっていこうということで。

こういう会議が、うちの市は全部の中学校にあるのですけれど、他の市でもこういうチームをつくって、みんなで地域を守っていきたいなと思います。

4 閉会